

別紙3を次のとおり改める。

1. (1) ②のうち、「(53)」を「(54)」に改める。

1. (1) ②のうち、ムからヤまでを1ずつ繰り下げ、ラの次に次のとおり加える。

ム 一般国道57号(中九州横断道路)(以下「中九州横断道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				下硯川
			熊本北	222.816
		西合志	244.464	317.280
	合志	220.848	315.312	388.128
大津西	240.528	311.376	405.840	478.656

普通車

				下硯川
			熊本北	241.020
		西合志	268.080	359.100
	合志	238.560	356.640	447.660
大津西	263.160	351.720	469.800	560.820

中型車

				下硯川
			熊本北	259.224
		西合志	291.696	400.920
	合志	256.272	397.968	507.192
大津西	285.792	392.064	533.760	642.984

大型車

				下硯川
			熊本北	300.183
		西合志	344.832	495.015
	合志	296.124	490.956	641.139
大津西	336.714	482.838	677.670	827.853

特大車

				下硯川
			熊本北	400.305
		西合志	474.720	725.025
	合志	393.540	718.260	968.565
大津西	461.190	704.730	1,029.450	1,279.755

1. (1) ③ロのうち、「、ノ」を「、オ」に、「及びク」を「及びヤ」に改める。

1. (2) ⑱ロのうち、「、今治小松道路」を「、中九州横断道路、今治小松道路」に改める。

別添3のうち、

			熊本
北熊本			
スマート		9.2	

」を

			熊本
		熊本北	
北熊本			7.8
スマート		1.4	9.2

」に改める。

別添5のうち、名神湾岸連絡線の次に、

「

中九州横断道路

				下硯川
			熊本北	
		西合志		3.7
	合志		4.8	8.5
大津西		3.6	8.4	12.1
	4.6	8.2	13.0	16.7

」を加える。

別添6のうち、Aの項中、

「

湯浅御坊道路

」

の次に

「

中九州横断道路

」

を加える。